(三)　地域農林水産物又はその加工品を販売する事業
(四)　地域農林水産物を調理して供与する事業
(五)　地域農林水産物に由来するエネルギー源を電気に変換する事業

2　法第一九条第一項の政令で定める地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件は、株式会社にあっては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める地方公共団体（同項の規定による指定を行う地方公共団体の長の統括する地方公共団体をいう。以下同じ。）の有する議決権の割合が一〇〇分の三以上であること、持分会社（会社法（平成一七年法律第八六号）第五七五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあってはその社員のうちに地方公共団体があることとした。（第八条関係）

3　この政令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一二八号）の施行の日（平成二六年一二月一五日）から施行することとした。

◇マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（政令第三九〇号）（法務省）

1　題名の改正

題名を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令」に改めることとした。（題名関係）

2　趣旨

この政令は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）による売却マンション及びその敷地の登記の特例を定めるものとした。（第一条関係）

3　代位登記

マンション敷地売却事業を実施する者は、同事業の実施のため必要があるときは、相続その他の一般承継による所有権その他の権利の移転の登記について、相続人その他の一般承継人に代わって申請することができるものとするなど、代位登記の手続を整備するものとした。（第二条関係）

4　分配金取得手続開始の登記

分配金取得手続開始の登記又はその抹消を申請する場合には、法第一二三条第一項又は法第一三七条第五項の公告があったことを証する情報を登記所に提供しなければならないものとするなど、法第一四〇条第一項及び第五項の規定によってする登記の手続を整備するものとした。（第九条関係）

5　権利消滅期日後の登記の申請

売却マンション及びその敷地に関する権利についての権利消滅期日後の登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によってしなければならないものとするなど、法第一五〇条第一項の規定によってする登記の申請の手続を整備するものとした。（第一〇条関係）

6　受付番号

5の登記の申請について、当該申請における登記事項の順序に従って、受付番号を付するものとした。（第一一条関係）

7　この政令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年一二月二四日）から施行することとした。

◇外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九一号）（財務省）

1　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の実施に伴い、アラブ首長国連邦の居住者が営む国際運輸業に係る所得についての非課税措置に関する規定を削除することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九二号）（財務省）

1　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条第二項第二号関係）

2　この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇関税法施行令等の一部を改正する政令（政令第三九三号）（財務省）

1　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に必要な締約国原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとした。（関税法施行令第四条の二、第四条の一二、第三六条の三、第五一条の一二及び第六一条関係）

2　オーストラリア協定の適用を受ける豪州産牛肉の原産性の確認方法及び当該豪州産牛肉に係る輸入数量の算出に関する所要の規定を設けることとした。（関税暫定措置法施行令第一八条の二及び第一九条の三関係）

3　関税暫定措置法第九条の二に規定する製造工場の承認申請手続等、豪州産飼料用麦に係る譲許の便益の適用に関する所要の規定を設けることとした。（関税暫定措置法施行令第三三条の二～第三三条の一一関係）

4　関税暫定措置法第九条の二に規定する製造工場の承認を受けた者が納付すべき手数料の額等に関する所要の規定を整備することとした。（税関関係手数料令第八条、第九条、第一三条の四及び第一四条関係）

5　オーストラリア協定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度等の導入に伴い、当該措置及び制度等の対象となる国際約束に当該協定を追加することとした。（関税暫定措置法施行令第一九条の二関係）

6　オーストラリア協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品の指定及びその譲許の便益の適用に関する所要の規定を整備することとした。（関税暫定措置法施行令第三二条及び第三三条関係）

7　オーストラリア協定において関税割当制度の対象としている物品の指定及びその割当ての方法等に関する所要の規定を整備することとした。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第一条、別表第一及び別表第三関係）

8　この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一一〇号）の施行の日から施行することとした。

◇経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（政令第三九四号）（財務省）

1　オーストラリア税関当局から申告原産品が経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく本邦の原産品（特定原産品⑫）であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときに、財務大臣がその求めに応じなければならない期間を四五日とした。ただし、個別に我が国とオーストラリアとの間で合意をした期間があるときは当該期間とすることとした。（第二条関係）

2　本邦からオーストラリアに輸出される物品に係る特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した輸出者又は生産者が保存しなければならない書類として、当該物品に係る特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類を定めることとした。（第三条関係）

3　特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者等に対する財務大臣による資料の提出の求め及び立入検査等の権限について、これらの者の主たる事務所の所在地を所轄する税関長又は税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる旨を定めるとともに、税関の支署その他の税関官署の長への権限の委任に係る公告について定めることとした。（第四条関係）

4　この政令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二六年法律第一一二号）の施行の日から施行することとした。

◇砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九五号）（農林水産省）

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部改正関係

1　指定糖の種類に高糖度原料糖を定めることとした。（第三条第一項関係）

2　高糖度原料等の数量の粗糖の数量への換算について定めることとした。（第三一条関係）